

「一時支援金等受給者向け新事業展開等支援事業」

デジタル技術の活用による生産性向上を支援します！

新型コロナウイルス感染症が長期化し、緊急事態宣言や外出自粛等により、経済活動にも大きな影響が出ています。そこで、一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した都内中小企業に向け、直面する課題の解決を図る支援を行う「新事業展開等支援事業」を実施します。

本事業では、デジタル技術の活用に要する費用等の一部を助成し、中小企業の実業性向上を支援します。このたび、以下のとおり申請受付を予定しておりますので、お知らせします。

募集概要

(1) 助成対象：一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給した都内中小企業者

(2) 助成内容：自社の生産性向上のためのデジタル技術の活用に必要な経費

【想定事例】

- ・ 会計ソフトを導入することで、月次の〇〇業務の工数を〇〇%削減
- ・ 定型業務を自動化することで、業務工数を〇〇%削減

・ 助成対象経費：

- ① システム構築費（システム開発委託費等）
- ② ソフトウェア導入費（パッケージソフトウェアの購入費等）
- ③ クラウド利用費（クラウドサービスの利用料、初期費用等）

・ 助成限度額：300万円（申請下限額10万円）

・ 助成率：助成対象経費の5分の4以内

・ 助成対象期間：交付決定日の翌月1日から1年間

(3) 受付期間：令和3年7月1日（木）から8月31日（火）まで

(4) 申請方法：①東京都中小企業振興公社HP（6月下旬掲載予定）から募集要項、申請書をダウンロード

②募集要項を熟読の上、申請書を作成

③申請書および添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付

(5) その他：申請書の提出先を含め、詳細は公社HP

「一時支援金等受給者向け新事業展開等支援事業（デジタル技術活用支援）」（6月下旬掲載予定）の募集要項をご覧ください。

問い合わせ先

（事業全般に関すること）産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4784

（助成金に関すること）公益財団法人東京都中小企業振興公社総合支援部総合支援課

電話 03-3251-7917